





## 船員さんの毛系の帽子を 編んでみませんか?

STELLA MARIS 横浜



ステラマリス横浜では、年末年始、帰国できない船員さん達へのクリスマスプレゼントとして、毛系の帽子を贈っています。

船内で船員さん達は常にヘルメットをかぶっています。これは、金属で出来た船上生活の中で、頭部を守るためのものです。

何もかぶらないと大変なことに...  
そして毛系の帽子は、そのヘルメットの下にかぶることでよって、固いヘルメットと頭の間のクッションの役目をします。

船員さんの生活を守る、毛系の帽子を編んでみませんか?

安全のために!

1 帽子をかぶって、かぶりの口を折り返して...

2 その上からヘルメット! 安定も良くなるよ。



写真左上から時計回りに:名古屋港、横浜教区ステラマリス作成の帽子の編み図パンフレット、名古屋港、コロナ禍以前の東京港

## 特集: 船員の日(7月9日) 船員司牧(ステラマリス) 入管法改悪反対、広がった連携/在日ベトナム人司牧から

### 今号の内容

- 2023年船員の日メッセージ 山野内倫昭司教 p.2
- 横浜教区ステラマリスの今 p.4
- ステラマリス研修会/会議報告、日本のステラマリスネットワークから p.5
- 入管法改定案を再び廃案に! 広がった連携の輪 p.6
- 教会共同声明/声明:決して私たちはあきらめない p.8
- 在日ベトナム人司牧の新しい動き p.10
- 管区セミナー/タリタクム日本からのお知らせ/ホットライン p.12

### 船員の日 共同祈願文

主(しゅ)よ、海(うみ)で働(はたら)く人々(ひとびと)をあらゆる危険(きけん)から護(まも)り、導(みちび)いてください。

また、私(わたし)たちがこの人々(ひとびと)に感謝(かんしゃ)し、同(おな)じ船(ふね)で神(かみ)の慈(いつく)しみをたたえ、生(い)きていくことができますように。

教皇庁総合人間開発省は、7月の第2日曜日を「船員の日」と定め、世界中の司牧者、信徒に船員たちのために祈るよう呼びかけています。日本カトリック難民移住移動者委員会も船員たちとその家族のために祈るよう皆様ご呼びかけます。

### 港で働く人たちの声

#### — 見よ、イスラエルの人々の叫び声が、今、わたしのもとに届いた（出エジプト記 3:9）—

この数年間、「船員の日」のメッセージは、日本の港に来られる船員たちの状況やニーズに焦点を当てて分かち合ってきました。四方を海で囲まれている日本には、港に関わる人、港湾で働く人たちが多く存在します。港湾産業は、エネルギー供給や物資輸送の要であり、国の経済を支える公共性の高い職場です。輸出入貨物の安定輸送に重要な役割を担う業務であることを、私たちはまず認識すべきでしょう。港は、世界の国々との貿易の接点であり、生活を支える窓口なのです。

今年は船員司牧部会のコアメンバーたちと話し合い、船員たちだけでなくもっと視野を広げて、日本の港で働く人たちの経験を分かち合ったら良いのではないかと考えました。彼らの話を聞くことは、海や他国とのコミュニケーションの扉である港の大切さを理解し、評価する助けになるのではないのでしょうか。

そこで、港で働く人たちの声を紹介したいと思います。私はこの分かち合いの中で、印象的だったことがいくつかありました。輸出入関係の仕事をしているある方は、かつて、日本で買ったものを税関で申告せず、他国で売っていた外国人たちのことを話してくれました。そのような不法行為は、経済的な貧しさのためだったのではないかと、給料の低さもあったのでは、と言います。普遍的な隣人愛を説く聖書のことばに触発され、特定の外国人に対する反感や先入観が徐々に消えていき、罪と罪人の区別ができるようになったのです。このように考えるようになったのは、ご自身の信仰によってでした。

別の方は、外国船が寄港する際の準備や事務手続きを行う、船舶代理店で働いています。海運という領域は、人間の力が及ばないことがいくつも存在することを常に思い知らされると言います。仕事はもちろん、生命すら左右させる自然現象、つまり天候や感染症など、そして国際情勢です。新型コロナウイルス感染症、そしてその対策の影響で船員たちを取り巻く状況は本当に過酷を極めました。もともと厳しい労働環境下に置かれた船員たちは、感染症対策に関しては一時は世界中からほとんど見捨てられた状態でした。そのような非常に耐え難い労働条件の中で、船員たちの信仰心の強さを垣間見る機会が何度もあったそうです。船室内や機械類のスイッチに掛けられている何本ものロザリオ。磔刑十字架。ドアに飾られた正教会の聖母マリアの絢爛なアイコン。次第に、こうした教会的な要素を船内で見かける船は、働きぶりがしっかりした船員が多いことに気付いたそうです。歴史に記録される最悪の状況下でも、船員一人ひとりの信仰心が支えになっていたのは明らかでした。

さて、港の仕事を見てみると、現在、日本人労働者の数が十分でないことを私たちはあまり知りません。造船や関連する工場、漁業と食品加工のための人手が足りないのが、早急に外国籍の人を受け入れる必要があります。これは、港に隣接する町の活性化にも大切なことです。

港の食品加工工場や造船所では、若いベトナム人、インドネシア人、フィリピン人たちが働いています。彼らの会社は仕事に適応できるように協力的で、良い住居を提供し、社内の安全対策や交通ルール、災害時のセミナー等、熟練工になるために適切な教育を行っています。しかし大変なのは、船員同様、ホームシックです。これは風邪などと違い、薬で治すことが出来ない病気です。特にパンデミックの時期には厳しい移動の制限があり、自国に帰ることができなくなりました。一方、人々と出会い、話をし、経験を共有できる場所でもある教会には本当に感謝していました。ミサの後の親睦会で故郷の料理を食べることもできるそうです。今後も教会として、彼らを受け入れ、寄り添うことを考えていきたいものです。

海や港は、私たちの生活に欠かすことのできない物流の場です。船員はもとより、港で仕事をする人たちにも目を留めて祈りましょう。私たちの保護者であるステラマリス、海の星聖マリアが、全ての船員たちと港で働く人たちを守ってくださいように。

2023年7月9日  
日本カトリック難民移住移動者委員会  
委員長 山野内 倫昭

The Holy See's Dicastery for Promoting Integral Human Development has designated the second Sunday in July as "Sea Sunday" and has called on pastors and laity around the world to pray for seafarers. The Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and People on the Move also invites you to pray for seafarers and their families.

### VOICES OF PEOPLE WORKING IN PORTS "THE CRY OF THE ISRAELITES HAS NOW COME TO ME" (EXODUS 3:9)

Over the past few years, our Sea Sunday message has focused on the situation and needs of seafarers coming to Japan's ports. Surrounded by the sea, Japan has many people involved in and working in ports. Ports are a key source of energy supplies and transportation of goods, and are important workplaces that support the national economy. We must recognize that this industry plays an important role in the stable transportation of import and export cargo. Ports are points of contact for trade and windows on the world that support our lives.

Therefore, the core members of the Seafarers' Pastoral Committee thought it would be good to broaden this year our horizons and share the experiences of those who work in Japan's ports. Their stories help us understand and appreciate the importance of ports, the gateways to communication with the sea and other countries.

Here we introduce the voices of people who work in ports. Their stories contain memorable points.

One person spoke of foreigners who buy items in Japan for resale in other countries without making customs declarations. He said that such illegal activities may be due to poverty and low salaries. Inspired by the words of the Bible that preach universal love of neighbor, his antipathy and prejudice towards certain foreigners gradually disappeared, and he became able to distinguish between sin and sinners. It was his faith that brought him to think this way.

Another person works for a shipping agency that processes paperwork for foreign ships that call at a port. He says that the realm of shipping constantly reminds us that there are many things that are beyond the control of individuals. Natural phenomena such as weather and infectious diseases have an impact not only on work but even on life, as do international affairs. The impact of Covid-19 and its countermeasures made the situation of seafarers truly dire. Seafarers whose working conditions were harsh to begin with were nearly abandoned around the world when it came to infectious disease control. However, in such an extremely harsh working environment, there are many glimpses of the strength of seafarers' religious beliefs. Rosaries hang on equipment and switches. Crucifixes and gorgeous icons of the Virgin Mary adorn cabin doors. The observer noted that ships that contained such religious elements had good working crews. Even in some of the worst circumstances in history, it was clear that faith supported each seafarer.

Until we look at the work in ports, we do not realize the shortage of Japanese workers. There is not enough manpower for shipbuilding, related factories, fisheries and food processing. It is essential to accept foreign nationals as soon as possible. This is also important for the revitalization of port towns.

Young Vietnamese, Indonesians and Filipinos work in port food processing plants and shipyards. Their companies are supportive and provide good housing so that they can adapt to their work situation, as well as appropriate training to become skilled workers, including safety measures, traffic rules, and disaster-preparedness seminars. But they, like seafarers, are homesick. Unlike a cold, this disease cannot be cured with medicine. Especially during the pandemic, there were restrictions on movement and it was not possible to return to their home countries. On the other hand, they appreciate the church as a place to meet, talk and share experiences with people. At social gatherings after Mass they can eat dishes from home. As a church, we should continue to accept them and think about being close to them.

The sea and ports are indispensable to our lives. Be aware of seafarers and the people who work in ports. Pray for them. May our protector Stella Maris, the Star of the Sea, protect all seafarers and those who work in ports.

+Michiaki Yamanouchi, Chairperson  
Catholic Commission of Japan for  
Migrants, Refugees and People on the Move  
July 9, 2023

## 横浜教区ステラマリスの今

横浜教区ステラマリスは2名の担当司祭と19名のスタッフで、横浜・川崎・清水・焼津の船員司牧活動を行っています。昨年初めてステラマリスの担当になられた Darryl Dino 師にとって、訪船は「日本は世界を歓迎している」と感じられる、とても刺激的な経験だったそうです。訪船の際の家族的な雰囲気に笑顔を見せる船員さんを見て、とてもうれしく思う、ともおっしゃっていました。

毎年支援者から寄せられる2,000を超える毛糸の帽子をクリスマスプレゼントにして、船員さんにお届けするのが活動の中心です。横浜の船員センターは、本来送迎サービスをして船員さんをお連れし、そこを拠点に買い物に行ったりインターネットを自由に使ったりしてもらおうのですが、コロナ禍で3年間この活動はストップしていました。船員さんの上陸が可能になり次第、再開します。

川崎港では、総輸出量の12%近くを占めるのが、くず鉄です。中国の船員さんが多く寄港するため、中国語を母国語とするボランティアの女性が、小さなお子さんを連れて、訪船に協力してくれます(安全には十分に気を付けています)。いつもは、げんな顔で門前払いされるような中国船でも、みんな喜んで船から出てきて、小さな子どもを取り囲み、笑顔いっぱい、出身地の話や食べ物のお話に花が咲きます。「互いに愛し合いなさい」みことばが実現する瞬間です。



世界に向けた活動も行っています。2年間延期されていたステラマリス100周年記念大会が、2022年10月に発祥の地グラスゴーで開催され、横浜教区ステラマリスから1名参加しました。この100年の活動をふり返る中で、故濱尾枢機卿がステラマリスに関わっていた時代の、その活発な活動や人となり、賞賛を持って紹介されたことに感銘を受けたそうです。また、戦時下にあるウクライナの船員やその家族の現状報告もありました。ステラマリスとして船員家族の国外脱出のサポートをする一方、国内に残った家族の支援も行っているそうです。

横浜教区ステラマリスでは、啓発活動の一環として、学生のボランティアも受け入れています。過去には広島福山曉の星女子中学・高等学校、去年はカリタス学園、そして今年は横浜雙葉学園の生徒さん達がステラマリスの活動に興味を持ってくれました。自分たちでステラマリスについて調べ、毛糸の帽子を編み、船員さんに届け、そしてこの活動をまた学校に戻って紹介するそうです。こうして、船員さんへの理解の輪が広がっていくことを祈ります。

横浜教区ステラマリス スタッフ代表 服部京子

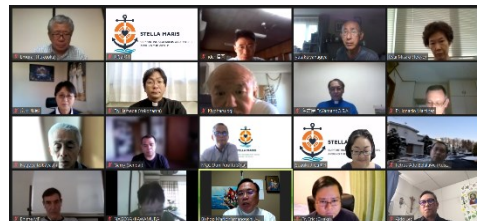
※今号の表紙に掲載の「毛糸の帽子編み図」は、J-CaRM ウェブサイト(<https://www.jcam.com/activity/stellamaris>)からもダウンロード、印刷いただけます。A4サイズ4ページです。A3用紙両面に印刷(コピー)し、二つ折りにしてご活用ください。



学生のボランティア受け入れ：クリスマスプレゼントのラッピング、待降節の訪船同行

# ステラマリス オンライン全国研修会、オンライン全国会議、拡大コア会議報告

コロナ禍以降、船員司牧の全国研修会、全国会議はオンライン、または対面で年 1 回開催となりました。2021 年の全国会議では、名古屋港、東京港でのインタビュー映像から、船員たちの生の声(コロナ禍で大変なこと、どう前向きな気持ちを保っているか、教会に期待すること)を聴き、各港の活動についてわかちあいました。名古屋港では、ご自身がパイロット(水先案内人)として着岸まで船長に代わり操船する業務に従事する方が、フィリピン人船長のインタビューを撮ってくださいました。2020 年 9 月に東京港で予定していた全国研修会中止以降、2022 年に久しぶりの研修会が、初めてオンラインで開催されました。「船員司牧の神学的な背景」を学ぶとともに、「船の種類」や「船上での仕事や生活」について知り、また「国際物流の現場」で、新型コロナやウクライナ情勢等の理由で物流が滞らないよう働く方からお話を聴き、「帽子を送る活動など、様々な船員司牧活動」について知り、コロナ禍でさらに過酷な状況に置かれた船員さんたちに私たちは何ができるか、わかちあう機会となりました。2022 年の拡大コア会議では、ポートメディカルサービスの方に、船員の緊急事態(船での病気、死亡など)の際の港でのサポートについて、お話をうかがいました。今年の研修会では、漁業従事者の方のお話、また国際交通労組の世界組織コーディネーターからコロナ禍・ポストコロナの船員さんたちの状況について聴きます。



## 日本のステラマリス ネットワークから

船員司牧の全国担当者も務められた、ヨゼフ山口正美神父様ご帰天の報が届きました。長年の船員司牧へのご尽力に感謝するとともに、山口正美神父様の永遠の安息を心よりお祈りいたします。昨年、36 年の歴史を閉じた「苦小牧キリスト教船員奉仕会」元事務局長の柳谷さんが、追悼文を寄せてくださいました。

### 山口正美神父様の思い出

山口正美神父様は、私と同じ昭和 20 年生まれ、奇しくもともに 40 代になってから船員奉仕に関わり、長い間船員たちのために尽力されました。AOS (Stella Maris)を担当された谷司教様、松浦司教様のもとで、10 年以上も一緒に全国会議に出席し、活動とともにしました。2016 年は苦小牧で、2017 年は名古屋で会議が開かれ、また名古屋港、博多港での経験を、東京での会議でも分かち合ってくださいました。日本各地の港の船員司牧の状況も注意深く見守り、適切なアドバイスをくださいました。

全国会議のための打ち合わせが名古屋であった際には、夫婦で港教会に泊めていただきました。神父さんが「貰い物だけ」と言って枝についた枇杷をごちそうしてくれました。妻は大喜びで残らず食べたことを覚えています。原爆の胎内被曝に苦しんでいた中でも港に出かけ、船員たちとの出会いを大切にしながら、会話を楽しみ、彼らの必要なことに応じるために惜しみなく活動された神父さんでした。司祭の道を歩み通した山口神父様のご冥福と、天の国で安らかに憩われますようにお祈りします。

カトリック苦小牧教会 オネシモ 柳谷 豊

船員司牧活動に興味のある方、協力できる方は、J-CaRM 事務局または以下までご連絡ください。

#### 札幌教区

ステラマリス苦小牧  
TEL:090-1305-1692  
0144-32-3291(カトリック苦小牧教会)

#### 東京教区

ステラマリス東京  
TEL:080-8259-0991  
E-mail:edwindurocorros@gmail.com

#### 横浜教区

横浜教区ステラマリス  
TEL:045-308-7200  
<http://aosyokohama.jp/>  
E-mail:stellamaris.yokohama.catholic@gmail.com

#### 名古屋教区

ステラマリス名古屋  
(名古屋教区難民移住移動者委員会内)  
TEL:052-953-9480  
E-mail:tomonokai9480@gmail.com

#### 大阪教区

MTS 神戸  
TEL:078-891-6927  
<https://www.facebook.com/mtskobe/>

#### 福岡教区

福岡教区ステラマリス  
TEL:092(522)4059 9~17時(土・日・祝日は休み)  
080(1795)6167  
E-mail:fukuoka.aos@gmail.com



# 入管法改定案を再び廃案に！ 広がった連携の輪

## 2023年通常国会に再提出された入管法改定案

本年3月、出入国管理及び難民認定法の改定案(以下、「入管法改定案」)が閣議決定され、国会に提出されました。この法案は、名古屋入管で死亡したスリランカ女性、ウイシュマ・サンダマリさんへの非人道的な扱いなどが批判され、「入管法改悪反対」の大きな声があがり、廃案となった2021年の法案とはほぼ同じ内容のものでした。廃案を求めて集結した市民の声、ウイシュマさんの死因解明とその責任、新たに発生した入管収容施設での死亡事件、国連からの勧告など一切を無視して政府が提出した2023年の入管法改定案。これに対しJ-CaRMでは、「STOP！長期収容」市民ネットワークの加盟団体などとの連携で、法案を再び廃案にするための入管法改悪反対の署名やFAXキャンペーン、院内集会やセミナー開催などのさまざまな活動に取り組んできました。



J-CaRMなど7団体が呼びかけた入管法改悪反対署名「難民を虐げ、在留資格のない人の命を危うくする入管法改悪に反対します！」には、2021年の2倍の19万筆以上の賛同が集まり、4月26日に法務大臣等に一次提出しました(その後も署名は続き、現在は20万筆を超えています)。また、全国各地で連日、市民によるスタンディング、集会、デモなどが開催され、「入管法案を再び廃案に！」との声があがっています。

このように入管法改悪反対の声と運動が広がる一方、政府法案は衆議院で可決され、6月5日現在、参議院法務委員会でも審議中です。政府案に対抗し、立憲民主党などの野党4会派が提出した「難民等保護法案」「入管法改正案」が並行審議されているものの、週明けにも政府案の採決が強行されるかもしれないという緊迫した状況です。

4月15日に開催されたJ-CaRM主催の入管法に関するオンラインセミナー「難民を虐げ、在留資格のない人の命を危うくする入管法政府案に反対し、難民保護と真の入管法改正を求めて」では、クルド難民弁護団の大橋毅弁護士や当事者、

支援者の方々からご報告いただきました。以下のような現状の難民認定制度の課題や、難民申請者、非正規滞在当事者の状況、政府案の問題点と今後めざすべき法制度の方向性が明らかになっています。

## 入管法政府案の問題点と、求められる真の改正

日本の難民認定制度は、国際基準からはほど遠く、長年1%未満の状況が続いてきました。たとえば、諸外国平均で申請者のうちの40~50%が認定されているクルド人も、日本では過去にたった一人しか認定されていません。日本では庇護を求めても99%の人は認定されないため、繰り返し難民申請をせざるを得ない状況です。ところが今回の法案が成立すると、送還停止効の一部例外が認められ、3回目以上の難民申請者は原則送還対象となってしまいます。これは難民条約のノン・ルフールマン原則に違反するとの指摘が、国内外からあがっています。

さらに法案では、国外退去命令を出されても帰国しない「送還忌避者」に対して、新たに刑事罰を科すとしています。しかし帰国しない人々は、理由もなく帰国を拒否しているわけではありません。迫害を受けて難民認定中であつたり、日本に配偶者や子どもがいたり、日本生まれ日本育ちで在留資格がない親のもとに生まれた子どもたちなど、どうしても帰国ができない事情がある人々なのです。こうした子どもたちは、勉強に励んで大学や専門学校に進学しても、将来就労が許可される在留資格が与えられる見込みがないどころか、いつ、一度も行ったことのない国籍国に強制送還されてしまうかもしれない、という恐怖と不安におびえています。

また政府は、今回の法案で新たに設けた「補完的保護制度」により、あたかもウクライナ避難民が救済されるかのように説明していますが、今の難民認定制度上の厳しい認定基準が変わらなければ、補完的保護制度によって救済される枠が広がるということではありません。



必要とされているのは、難民の送還停止効の一部例外措置や非正規滞在の外国人の処罰ではなく、国際基準に則った難民保護制度に転換し、より多くの難民を受け入れること、帰ることでできない事情を抱えた非正規滞在の外国人を正規化する（在留資格を与える）ことではないでしょうか。

また、原則収容主義をとる日本の入管収容制度は、国連の自由権規約委員会などからも国際法違反との指摘を受けてきました。今回の政府法案では、収容の上限を設けたり、収容の判断に司法審査を入れるといった国際基準に合致する抜本的な改善はまったくみられず「監理措置」という新たな制度の導入により、入管での監視・監督を民間に肩代わりさせ、支援者と当事者を分断させるような改悪も含まれています。ウイシュマさんのような事件を2度と繰り返させないためには、収容制度の抜本的な見直しと改善こそが必要です。

## 崩れた立法事実

このように、難民申請者や非正規滞在の外国人を日本社会でさらに苦しめ、命を危うくする入管法改悪を私たちは絶対に認めることはできません。国会審議のなかで明らかになったのは、2021年の国会参考人だった難民審査参与員ら一部の参与員が年間1,000件以上の審査を行ってきたことなど、入管の裁量による難民審査の極端な偏り、ずさんな審査の実態でした。法案の根拠となってきた立法事実が崩壊しており、政府法案は、廃案にするしかありません。



会期末が迫る中で与野党政防が続き、政治の場での決着の見通しは立ちませんが、私たちは多くの方々と連携のもと、日本社会で最も弱い立場に置かれた非正規滞在者、難民申請者への支援と法制度の改善を求める運動を継続していきたいと思います。

(※本稿は、6月5日現在で書かれたものです)

「STOP 長期収容！」市民ネットワーク

ポータルサイト

<https://www.openthegateforall.org/p/tc>



## 技能実習精度の廃止の先にめざすもの

～技能実習・特定制度にかかわる有識者会議の中間報告をふまえて～

人身取引や人権侵害を生む制度として、長年、国内外からの批判を受けてきた技能実習制度について、2022年11月に政府が「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」を設置して、制度の在り方についての議論を行ってきました。

有識者による議論や関係団体からのヒアリングもふまえて5月に公表された中間報告書では、「現行の技能実習制度は廃止して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設(実態に即した制度への抜本的な見直し)を検討」という方針が示されました。私たちが長年訴えてきた技能実習制度の廃止が明確に方向づけられたことを歓迎します。それと同時に、技能実習制度廃止が、制度の看板の書き換えに終わるのではなく、奴隷労働を生み出す構造に切り込み、人権侵害の根を断ち切る方向に向かっていくように、引き続き、要請やロビイングを継続していきたいと思います。

山岸素子(J-CaRM 専門委員)

- \* 「難民を虐げ、在留資格のない人の命を危うくする」入管法改定案が2023年6月9日、参議院で可決成立しました。今後の政令によって1年以内に施行されるということです。
- \* カトリック教会も参加するエキシユメニカルなネットワーク「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」(外キ協)では、即日、「入管法改悪に抗議し、難民・移民と共に生きる教会共同声明」を発表しました。日本カトリック難民移住移動者委員会ほか「STOP! 長期収容」市民ネットワークに加盟する7団体も、6月13日「声明：決してあきらめない～入管法改定案可決成立を受けて～」を発表しました。(2つの声明は、次ページ参照)
- \* カトリック新聞で2020年3月より掲載中の『人間の大地で、今』は、日本でほとんど知られていない「人間の尊厳」が脅かされる問題をより多くの人々にお伝えできるよう、J-CaRMの公式ウェブサイトの特例的に公開されています。入管法改定を考える一助として、連載でも取り上げられた、名古屋入管施設で亡くなったウイシュマさん最後の日々の監視カメラ映像リンクも。
- \* 人間を人間扱えない改悪法の撤回と、本当の法改正をめざして、そして難民申請者や無登録外国人(非正規滞在者)、一人ひとりの命と生活を支えるキリスト教会、市民社会の働きにつながり、連帯して、引き続き、あきらめず、制度の改善をめざして取り組みます。今後も「国籍を越えた神の国をめざして」、ともにご参加、ご協力、お祈りをお願いいたします。

# 入管難民法の改悪に抗議し、 難民・移民と共に生きる教会共同声明

2023年6月9日

今年3月、政府は出入国管理及び難民認定法(入管難民法)の改定案を国会に提出した。これは、2021年に廃案となった「改悪案」をごく一部だけ修正したものであり、全国の弁護士会や市民団体、またマイノリティ宣教センター運営委員会や日本キリスト教協議会から反対声明が出されると共に、国会前パトロール、全国各地での抗議デモ・スタンディングが続いた。

しかし5月9日、衆議院で可決され、本日6月9日、参議院で可決・成立した。

私たちは、外国人に対する悪意に満ちた「稀代の悪法」成立に対して、怒りをもって抗議する。なぜなら、日本の難民認定制度が「保護すべき人」を保護せず機能していない。本来ならば世界人権宣言および難民条約に基づいて難民認定制度を抜本的に改正し、日本がすでに加盟している国際人権条約に沿って入管収容制度を改正すべきなのに、政府はそれをせず、改悪法は「難民申請者」や、在留資格を失った「無登録外国人(非正規滞在者)」を、さらに窮地に追い込む立法だからである。

## ◆「難民鎖国」日本

改悪法ではまず第11に、認定率1%以下という現在の難民認定制度を改善する条文が欠如している。コロナ・パンデミックで世界の空港・海港が封鎖された2020年の、各国の難民認定数と認定率を比較してみると、ドイツ63,456人(41.7%)、カナダ19,596人(55.2%)、英国9,108人(47.6%)となるのに、日本はわずか47人(0.5%)である。

このように日本の難民認定数と認定率が諸外国に比べて極端に少ないことは、認定制度が法務省と出入国在留管理庁(入管庁)によって恣意的に運用されてきたからである。

難民認定の1次審査では、入管庁の職員「難民調査官」が申請者から事情聴取し、出身国に関する情報などを参照した上で法務大臣が決定するが、その事情聴取も、入管庁が持っている申請者の出身国情報も、いかに粗雑なものであるかは、この間の難民不認定処分取り消し訴訟で明らかになっている。また、1次審査で不認定とされた場合、申請者は不服申し立てができ、2次審査では「難民審査参与員」が3人一組で審査し、その意見書に基づいて法務大臣が最終的に判断することになっている。参与員111人のなかの一人は、2021年の審査件数6,741件のうち1,378件、22年4,740件のうち1,231件を担当し、その数は2次審査総件数の2割を超える。また、もう一人の参与員は、参議院法務委員会での参考人として「1日に書面審査をま

めて50件処理した」「年1,000件以上を担当したこともある」と述べた。

一方、「全国難民弁護士連絡会議(全難連)」が実施した、参与員になっている弁護士への緊急アンケートによれば、回答した10人の平均担当件数は年間36件である。つまり、年に1,000件も、申請者のヒヤリングも含めて厳格に審査することは、どうも不可能なのである。

おそらく入管庁は、1次審査の不認定を追認するような参与員に、より多くのケースを割り当て、その参与員は入管職員作成の文書を飛ばし読みをして「不認定」を量産しているというが実態なのであろう。全難連の弁護士たちが指摘するように、「大半の参与員は専門性に欠け、2次審査制度は機能していない」のである。このように入管庁が恣意的に、そして一部の参与員によって乱雑に運用されてきた制度では、認定率が1%以下となるのは必然である。しかし、それにして、こうした難民認定制度のもとで不認定とされた99%の外国人にとって、これはあまりにも不条理な「日本の現実」なのではないのか。

政府は国連の人権機関の懸念と勧告に、真摯に耳を傾けるべきである。「委員会は、低い難民認定率に関する報告に懸念する」「締約国は国際基準に合致した包括的な難民法を早急に採択すべきである」(自由権規約委員会の総括所見:2022年11月)。

## ◆国際的原則からの逸脱

「締約国は、難民を、いかなる方法によっても、人種、宗教、国籍、もしくは特定の社会的集団の構成員であること、または政治的意見のために、その生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し、または送還してはならない」(難民条約第33条)

これはノン・ルフールマンの原則とされ、いかなる外国人であっても難民申請中は強制的送還されない「送還停止効」とされている。そして国連の人権機関は、日本政府に対して、この原則の重要性を繰り返し強調して勧告してきた。

ところが改悪法は、本国に送還されれば迫害を受ける難民申請者に対して、3回目以降の難民申請を認めず強制的送還できるようにする。さらに、日本国内で3年以上の拘禁刑に処された者や、広義のテロリズムや暴力、破壊活動等に関与し又は助長した可能性が疑われる者に対して、1回目の難民申請中であっても強制的送還できるようにする。

この「送還停止効」の解除は、明らかに国際人権法に違反するものである。国連人権理事会のもとに選

任された「移住者の人権に関する特別報告者」「恣意的拘禁作業部会コミュニケーションに関する副議長」「宗教または信条の自由に関する特別報告者」は連名で、法案審議中の4月18日、日本政府に共同書簡を提出した。そこでは詳細な問題点を挙げ、政府改定案は「国際人権基準を下回っている」として、次のように厳しく指摘している。

「ノン・ルフールマン原則は、国際的な人権法、難民法、人道法、および慣習法の下で不可欠かつ逸脱不可能な保護である。この原則は、(日本も加盟している拷問禁止条約の第3条、強制的送還条約の第16条)に明記されている。送還禁止原則は、拷問およびその他の形態の不当な扱いの禁止に固有の要素として絶対的であり、いかなる例外や逸脱の対象にもならない」

## ◆悪意に満ちた立法

難民不認定とされた外国人や、日本で結婚し子どもが生まれ日本に生活基盤がある無登録外国人は、退去強制命令が出て、「帰れと言われても帰れない」のである。法務省はこのような人びとを「送還忌避者」と呼び、その数は4,000人という。

改悪法は、そのような人びとに対して、無期限の収容を強いるだけでなく、さらに刑事罰を科すことによって、帰国を間接的に——実質的に強制する。しかしこれは、「超過滞在」という行政法上の違反を「刑法違反者」に仕立て上げ、いわば「犯罪者」を量産することによって、「外国人=犯罪人」とする偏見と差別をさらに助長するものであり、悪意に満ちた立法であると言わざるをえない。

## ◆「仮放免」の子どもたち

この「送還忌避者」4,000人の中には、日本で生まれ日本の学校に通う「仮放免中」の子どもたち約200人も含まれる。子どもたちは、生まれた時から在留資格がなく、住民登録も健康保険もない。支援者たちの尽力によって小学校、中学校、高校、大学へと進学できても、就職の道がまったく閉ざされている。この子どもたちの未来を奪っているのが現在の入管難民法であり、改悪法は子どもたちの生存権を奪うものである。

日本は、子どもの権利条約に加入している以上、在留状況に関わらず、すべての難民・移民の子どもたちは、子ども第一に、優先して考慮しなくてはならない。子どもの権利条約に謳われているすべての権利を、法律上も実質的にも享受できるようにしなければならない。国連の子どもの権利委員会が明確に述べているように、「いかなる子どもに対する



入管収容も強制送還も、子どもの権利の侵害であり、子どもの最善の利益の原則と相容れないのである。それにも関わらず、改憲法には子どもの強制収容／強制送還を禁止する規定が一切ない。

### ◆司法審査なしの収容、病死・自死が続く入管収容所

「すべての者は、身体の自由および安全についての権利を有する。……逮捕または拘留によって自由を奪われた者は、裁判所がその抑留が合法的であるかどうかを厘然と決定すること、及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する」(「自由権規約」第9条1項、4項)

このように国際人権法は、「身体の自由」を原則とし、「収容」は例外であることを定め、締約国に対してこの原則を遵守し、原則からの逸脱は例外的な場合に限り求めるよう求めている。さらにそれは、締約国の国民に限定されるものではなく、難民申請者、難民、移民など締約国の領域にあるすべての者を対象としている。

しかし改憲法は、送還を拒否する／送還を拒否せざるをえない難民申請者や無登録外国人に対して、全件収容主義を維持し、収容するかどうかの「司法チェック」をしない。収容、仮放免、新設の監理措置の判断は、入管庁役人の自由裁量に任せる。つまり、2021年3月、ウイシュマさんを死に追いやった入管収容制度は何一つ改善されないのである。

これもまた、国際人権法に明らかに違反する。「収容を含むあらゆる形態の拘禁は、裁判官など司法当局によって命じられ、承認されなければならない」「収容は最後の手段であるべきで、合理性、必要性、正当性、比例性の観点から正当化されない場合、入管収容は恣意的拘禁となる」というのが国際人権基準なのである。

さらに改憲法では、1997年から現在まで、全国の入管収容施設で少なくとも21人の収容者が病死や自死で生命が奪われているにもかかわらず、真相究明も、根本的な改善策もとられていない。入管庁も法務大臣も、2021年以降「常勤医師の確保など、改革の効果が着実に表れてきている」と言うが、今年1月、大阪入管局の収容施設で、常勤の医師が酒に酔った状態で収容者を診察していたことが発覚した。しかし、その事実関係の確認も、懲戒処分もいまだなされていない。

### ◆75年前の「世界人権宣言」を想起する

以上に見るように「改憲」入管難民法は、日本が加盟している国際人権諸条約に違反するばかりか、第二次世界大戦後、国際人権機関と諸外国が営々と積み上げてきた国際人権基準を破壊しようとするものである。

今年12月、国連総会で「世界人権宣言」が採択されてから75年を迎える。第二次世界大戦への痛切な反省から1948年12月10日、国連が発した人権宣言の意義は、それまで人権問題が各国の国内

問題とされ内政不干渉とされてきたことに対して、人権の普遍性を確認し、その国際的保障、国際的実行の確保を図らなければならない、とする転換がなされたことにある。そしてこの世界人権宣言の第14条には、「すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する」と明記されている。

1. 私たちは政府に対して、「改憲」入管難民法の実施に断固として反対していく。
2. 私たちは国会に対して、国際人権諸条約に基づく難民保護法の制定と、包摂的な外国人／難民・移民マイノリティ人権基本法の制定を求めていく。
3. すでに「移民社会」となった日本の諸教会では、いま多くの外国籍の教職者・信徒を迎えている。私たちは教会において、とりわけ難民申請者や無登録外国人、その一人一人の命と生活を支える市民社会の働きに連帯し、具体的な取り組みを始めていくことを表明する。

●呼びかけ● 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会(外キ協)

日本カトリック難民移住移動者委員会ほか、賛同団体名は、ウェブサイトをご参照ください。

\* \* \* \* \*

## 声明:決してあきらめない ～入管法改定案可決成立を受けて～

2023年6月9日、入管法改定案が国会で可決成立しました。日本の入管収容及び難民認定制度は、国際人権法・人権基準を満たさず、すべての人の命や尊厳を守ろうとしない制度であるのに、これを一層人権尊重から遠ざける法案を提出した政府と、可決させた各議員に、改めて抗議します。

法律の施行日は、1年以内の時期を政令で定めるとされており、難民・移民の送還の危機、長期収容の再発と監理措置下の生存権侵害の危機が、一歩迫りました。

しかし、国会における審議の過程で、難民審査参与員制度にブラックボックスがあり、真の難民を救い得ていないことが露呈しました。

入管収容施設が送還促進のために収容を行い、また収容施設の医療が未だ何も信用できないことが明らかになりました。

入管庁の虚偽と隠蔽は暴かれ、入管庁が立法事実としたものは崩れました。国際人権機関からの勧告も、22万筆を超える署名も、廃案を目指す運動を後押ししました。

これに対し、可決成立させる側が行いえたことは、立法事実の崩壊について議論を避け、参議院法務委員会で強行採決をするという、旧態依然としたやり方だけでした。

そして何よりも、全国で、多様な立場の市民が、自発的にスタンディングなどの行動をし、署名し、集会に参加し、SNSで参加・情報拡散した運動の姿は、支援する者と支援される者という関係を超えて、だれ一人取り残さないとする共生社会そのものを垣間見せました。

何があっても、つないだ手を放しません。

だから、決してあきらめません。

人間を人間扱いしない改憲法の撤回と、本当の法改正を目指して、私たちはさらに前に進みましょう。

2023年6月13日

公益社団法人 アムネスティ・インターナショナル日本  
特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク  
全国難民弁護団連絡会議  
日本カトリック難民移住移動者委員会  
入管問題調査会  
全件収容主義と闘う弁護士の会 ハーマスミスの誓い  
特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

# 在日ベトナム人司牧の新しい動き



私はベトナム人出身のイエズス会司祭で、2017年司祭叙階の恵みをいただき、翌年からJ-CaRMとの関わりを始めました。以前からイエズス会社会司牧センターなどで在日ベトナム人を世話したことがありましたが、J-CaRMとの関わりによって、もっと本格的に在日ベトナム人のことを世話するようになりました。最近の在日ベトナム人司牧について、報告させていただきますと思います。

## ① 各教区からの在日ベトナム人司牧担当者

J-CaRMはどちらかと言えば、社会的な問題に取り組んでいる組織です。在日ベトナム人や他の国々の人々が直面している社会的な問題を解決するよう働いています。それはとても貴重な貢献です。特に、コロナが始まってから、労働問題が目立っていて、J-CaRMと関連団体との力で、技能実習生たちのためによく働いてくれました。しかし、カトリック人口が多い国々から日本に来た人々にとって、霊的なことは欠かせません。つまり一番関心を持つことは、教会に行き、ミサや秘蹟などに参加することです。母国から離れている彼らにとって、教会という存在が言うまでもなく、非常に大きいです。特にカトリック信者のベトナム人にとって、誰よりも、司祭と修道者のことは一番信頼できるということも現実なのです。このことをJ-CaRMの責任者である山野内司教様をはじめ、メンバーの方々と話し合いました。各教区の司教様から、在日ベトナム人司牧担当者を任命する、あるいは、再派遣いただくように山野内司教様からお願いする手紙を送ってくださるようになりました。この司牧担当者のグループは、在日ベトナム司牧のために定期的に集まり、教区内も、教区を超える司牧に関することについても、一緒に考える、という目的を持っています。今年4月19日、オンラインで初の集まりを行いました。これからも、年何回かオンラインでも対面でも集まる予定です。

## ② 第2回全国在日ベトナム人カトリック青年大会

ベトナム国内では、特にベトナム北部のカトリック青年たちは毎年、信仰の分かち合いと交流のために集います。国から離れて、なかなかそのようなイベントに参加することができない彼らのニーズを感じて、日本で働いている司祭や修道者たちは毎年、小さな規模で青年大会を開いてきました。そして、2019年、初の試みとして第1回全国青年大会を催しました。約1,100人集まりました。その後も、2、3年に1度全国大会を開くことを私たちは考えていましたが、コロナ禍でなかなか動けなかったのです。幸いに今年、ようやく大会を無事開催することができました。約1,600人の青年たち、司祭や修道者たちが集まりました。

このような大会を開く第一の目的は、在日ベトナム人の若者たちが信仰者として、互いに励まし合いことです。そして若者たちが、日本で働いている司祭と修道者たちに出会うためでもあります。日本は細く長い国で、なかなか出会うチャンスがないです。このような出会いが日本にいる期間中、信仰生活と日常生活のなかに問題などがある時、どこの誰に連絡したら良いかを知ってもらうためです。



今回の大会には、ベトナムから移住民担当のヨセフ・グエン・チー・リン司教様、そして、J-CaRMのマリオ山野内司教様にご来場くださり、若者たちにとっては大きな喜びでした。カトリックのベトナム司教団も、日本の司教団も、彼らのことをちゃんと見守っていることを感じたからです。

大会は5月4日から5日までの日程でした。大会の一年前から全国各地のベトナム青年各グループのリーダーたちがほぼ毎月、オンラインで会議を行いました。直接、準備段階から関わってくれたリーダーたちは65人います。そして大会の半年前、世話人が約300人関わるようになりました。



今回の大会は教会全体の動きとともに「シノダス的」な大会を目指していました。若者の声を聞く、ということを中心として、開きました。第一日目には、ベトナムから来られた司教様とマリオ山野内司教様からのお話があり、その話しに基づいて、少人数のグループに分かれて参加者が一人ひとり、教会に対する自分の感想や意見などをわちあいました。



翌日、各グループの代表者が発表して、その場で質問などを投げかけ、司教様と司祭たちからの答えを聞きました。青年たちの話の内容を聞いて驚きました。彼らは自分の将来だけではなく、教会が抱えている問題などをも考えていると感じたからです。

例えば、同性愛や現代における宣教、信仰教育などのトピックが頻繁に出てきました。そして、日本社会の中で働いているカトリック信者としての生き方や、ミサやゆるしの秘蹟、結婚準備などの話もありました。大会にいる司教様がたを始め、司祭の私たちも教会に対する期待と彼らのニーズにどのようにしたら良いのかを考えさせました。

J-CaRMの事務局から山岸さんが来てくれました。青年たちの質疑の時間が終わるまえに、山岸さんにJ-CaRMの活動について紹介していただきました。「一人で問題を抱えることではなく、助けを求めよう」というメッセージを強調した内容でした。

これ以外のプログラムもあり、青年たちによる出し物、テゼの祈りやベネディクション(聖体賛美式)などがあって、最後に荘厳なミサと派遣式を行いました。一泊二日では、時間が全然足りていない、という青年たちの声を多く聞きましたが、大会後は、普通の生活に戻らないとなりません。大会に出ている時だけでなく、日々の生活の中で信仰者として生きることができるようになってくれればうれしいです。



この大会に参加して下さった司教様がたと司祭、修道者の方々、そして、いろいろな形で応援して下さった方々、祈って下さった方々に感謝を申し上げます。今後ともどうぞ、よろしくお願いいたします。



最後に、第2回全国カトリック青年大会に参加してくれた青年の一人ひとりに「お疲れ様でした」と「よく参加してくれたね」と言うメッセージを届けたいと思います。

元気で、また集まる機会を作りましょう。

J-CaRM ベトナム司牧チームメンバー  
ヨセフ・グエン・タン・ニャー神父

## 2023年度全国研修会、管区別セミナーについてのお知らせ

難民移住移動者委員会は、「船員の日」前後の日程での船員司牧(ステラマリス)全国研修会、また「難民・移住者・移動者」をとりまく社会の問題について学び、関わりについて考える J-CaRM 全国研修会を開催しています。ステラマリス全国研修会は、今年もオンラインで、7月17日(月・海の日)午後開催します。申し込みは右のQRコードから、詳細はチラシ、J-CaRM ホームページもご覧の上、お申込みください。



J-CaRM 全国研修会は、三教会管区の持ち回りで毎年開催していましたが、新型コロナ禍ではオンラインで「難民や移住者のいのちを守る」入管難民法を考えるセミナーを開催してきました。今年は、教会管区別のセミナーとして、対面もしくはハイブリッド(対面とオンライン参加)で、それぞれ準備・検討されています。大阪管区セミナーは10月28日(土)午後、「ともに歩む教会の実現をめざして」をテーマに、名古屋教区の布池教会地下ホールを会場にハイブリッド開催されます。詳細は追ってチラシをお送りします。東京管区や長崎管区予定について、また入管法関連のオンラインセミナー開催や呼びかけは、各教区のJ-CaRM 担当者を通じて、またホームページで随時お知らせします。

### 人身取引問題に取り組む部会(タリタクム日本)から

7月30日は、国連が定めた「人身取引反対世界デー」です。国際タリタクムは毎年、人身取引被害者のために心を合わせて祈るよう世界に呼びかけています。タリタクム日本はその呼びかけに答え、この日にオンラインで祈りの集いを実施します。今年は、右の冊子「2023年人身取引に反対する祈りと啓発の日、晩の祈り～人身取引に反対して尊厳をもって歩む」に沿って、参加者の皆さまと一緒に祈りをささげます。そして、さいたま教区川口教会でのベトナム語のミサとその後に行われた青年グループ「マイコイ」の活動や法律相談会の様子を伝える動画を放映します。日本語／ベトナム語の通訳有。



事前申し込みが必要です。左のQRコードからお申込みください。冊子は、ホームページ(<https://www.jcarm.com/2022/12/26/2996/>)でご覧いただけるほか、事務局までご連絡いただければ無料でお送りします。

### ベトナム人労働相談ホットライン 次回開催は7月29日(土)です

新型コロナの影響を受けた在日ベトナム人からの相談が、2020年2月からカトリックの司祭や修道者に多く寄せられたことをきっかけに、技能実習生への労働問題への対応、相談連携の緊急ホットラインを2020年6月からこれまで19回開催しました。3年が経過した現在、新型コロナによる直接の影響は少なくなる一方、昨年より技能実習生の入国・受け入れが再開され、来日もない実習生の相談、留学生や技術・人文・国際などの在留資格で働く若者の相談が増加。そこで前回より、在留資格にかかわらず、在日ベトナム人からの労働相談に対応する「ベトナム人労働相談ホットライン」として開催しています。無料で、弁護士や労働問題専門家に日本語、ベトナム語で相談ができます。オンラインで東京会場のほか、全国5カ所の拠点で対応します。お近くのベトナム人の方にFacebook ページ <https://www.facebook.com/HotlineLDVN> をお知らせください。



日本カトリック難民移住移動者委員会 135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10

Catholic Commission of Japan for Migrants, Refugees and people on the Move  
10-10 Shiomi 2-Chome, Koto-ku, Tokyo 135-8585 JAPAN



日本カトリック難民移住移動者委員会の活動にご協力ください。

郵便振替：00110-8-560351 加入者名：日本カトリック難民移住移動者委員会

番号や加入者名印刷済みのゆうちょ銀行払込用紙をご希望の方は、難民移住移動者委員会事務局までご連絡ください。

